

東北太平洋岸自然歩道 基本計画

平成24年12月
環 境 省
自 然 環 境 局

1. はじめに	1
2. 路線設定	2
3. 施設整備	3
4. 運営	4
5. 今後の進め方（予定）	5
別添 概略路線図	6
参考 検討経緯	8

(参考資料)「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの人々の生命や財産が失われ、漁業を始めとする地域の産業や自然公園の利用施設も大きな被害を受けた。また、自然環境も、特に津波や地盤沈下の影響により大きく変化した。環境省では、東日本大震災からの復興に資するため平成 24 年 5 月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定し、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱し、具体的な取組として7つのプロジェクト（巻末・参考資料参照）を掲げている。

そのプロジェクトの1つである『南北につなぎ交流を深める道（東北海岸トレイル・仮称）』は、地域の自然環境や暮らし、震災の痕跡、利用者と地域の人々などを様々に「結ぶ道」として、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までを対象に設定する長距離自然歩道である。

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、複数の都道府県にまたがる歩道で、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた景勝地を歩くことにより、沿線の豊かな自然、歴史、文化に触れ、我が国土を再認識し、あわせて健全な心身を育成するとともに自然保護思想の高揚に資することを目的としているものである。全国に9路線（北海道、東北、中部北陸、首都圏、東海、近畿、中国、四国、九州）が設定され、東北地方においては、東北自然歩道の整備計画を平成 2 年に策定し、関係県により整備が進められてきたところである。長距離自然歩道に関する基本的な考え方や意義については、既往の路線検討を進めるなかで整理されてきたところであるが、本トレイルはグリーン復興プロジェクトの1つとして、それらに加え、被災地域の復興にも貢献するものとして構想されたものである。

本トレイルは、東北太平洋岸を歩くスピードで旅することで、車の旅では見えない風景（自然・人文風景）、歴史、文化（風俗・食）などの奥深さを知り、体験する機会を提供するものである。本トレイルが目指すものは以下のとおり。

- ・復興のシンボルとなるよう、地域との協働により、沿岸被災地を結ぶ歩道を設定する
- ・歩くことによる健全な心身の育成と充実感の再発見
- ・様々な地域の自然の恵みや、自然の脅威の理解促進
- ・新しい観光スタイルの提唱及び観光振興への貢献

2. 路線設定

(1) 名称

『東北太平洋岸自然歩道』とする。

※現在用いている「東北海岸トレイル」は仮称であり、同自然歩道の愛称及びシンボルマークについては公募により別途定める（後日記者発表予定）。

(2) 路線区間

青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までとする。

※別添『概略路線』参照

(3) 利用対象

全線の一括踏破又は分割踏破を目指す利用者から、一部区間を日帰りから1泊2日程度で散策を行う親子連れや中高年層まで、幅広い利用者層を想定する。

(4) 構成

本トレイルは、以下のとおり本線と支線により構成する。

①本線

青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの興味地点を繋げながら南北に1本で繋ぐ道。

②支線

本線から、その周辺に存在する興味地点等に到達するための道。

(5) 設定方法

路線を通過する自治体と協働しながら、現地調査などを行った上で環境省が設定する。設定に当たっては、以下の事項を基本とする。

- ・既存の道を活用する。
- ・土の感触が残る里道や踏み分け道など、自然を感じられる道を活用する。
- ・各自治体の復興計画と整合を図る。
- ・路線の検討及び決定は、地域の状況等を踏まえて段階的に進め、市町村単位等、“ある程度まとまりをもった長さ”で行う。
- ・決定した路線は、環境省の報道発表及び自治体広報等により公表する。

(6) 通過地点

地域を代表する優れた自然や景観地、人々の暮らしや文化を感じられるような集落など、歩いて興味をそそられる地点を通過する。想定される通過地点は以下のとおり。

- ・優れた自然景観を有する場所（景勝地等）
- ・人と自然が織りなす風景が見られる場所（里山、里海、棚田等）
- ・自然の恵みを体感できる場所（市場、漁港等）
- ・東北の暮らし、文化を体感できる場所（風情ある町並み、史跡、寺社仏閣等）
- ・津波の痕跡など自然の脅威を実感できる場所（震災の痕跡、津波石等）
- ・地球活動の遺産を見学できる場所（ジオサイト）

地域の人々が日頃何気なく見ているものでも、地域外の利用者にとっては目新しく、魅力的な資源となり得ることが期待されるので、地域外の利用者の視点に立った資源の掘り起こしに努める。

（7）その他留意事項

①安全性

車道を利用する場合には、当該道路の通行量や道幅など、安全性について配慮する。岩登り等、高度な技術を要する難易度の高い路線は設定しない。また、海岸部と高台を結ぶ路線など、津波発生時に避難路としての利用が想定される区間は、地域の防災計画等との整合を図りつつ設定する。

②利便性

公共交通機関や宿泊施設との接続を考慮するなど、利用者の利便性を十分考慮する。

③その他

既存の道以外でも、例えば海岸や砂浜などで徒歩が可能な区間についても、そのままトレイルとして使える場合には活用する。この中には、自然条件を考慮し自ら判断しながら歩くことを楽しむ区間や、渡し船での通過が可能な区間なども含まれる。また、資源を機械的に結ぶのではなく、周辺区間一帯のなかでテーマ性を持たせることを考慮する。

3. 施設整備

利用に当たって必要な施設を整備する。整備する主な施設は以下のとおり。

（1）歩道（路体）

- ・既存道の管理者に理解を求め、原則として既存道を活用する。
- ・新規に歩道を整備する場合は、利用状況等も勘案しながら自然環境の保全のため必要最低限の規模とする。
- ・国立公園内で新規整備をする必要のある歩道及び付帯施設は環境省が整備する。
- ・国立公園外で新規整備をする必要のある歩道については各自治体が整備する。この場合、歩道及び付帯施設（トイレ、駐車場など）整備に当たっては地域自主戦

略交付金（４５％補助）を活用することができる。

- ・管理は歩道設置主体が行う。

（２）標識

- ・原則として、路線上の既存標識を活用する。
- ・誘導標識、シンボルマーク等表示板など、統一的に整備すべき標識類については環境省が整備する。
- ・標識の形態は以下を標準とする。

総合案内標識 — 広域の路線地図を表示する。主要地点に整備する。

誘導標識 — 進行方向を示す。分岐点など案内が必要な場所のほか、一定の区間毎に整備する。

資源名標識 — 目標となる景勝地等の名称を表示する。

解説標識 — 景勝地等の由来など解説を表示する。

注意標識 — 落石、滑落等に対し注意喚起するもの。

シンボルマーク等表示板 — 路線上の既存標識等を活用する場合には、簡易な表示板によりシンボルマーク及び進行方向を表示する。

- ・新規整備に当たっては、デザインは可能な限り全線統一的なものとする。
- ・海外からの来訪者も見込むため、新規整備に当たっては外国語も表記する。

（３）情報提供施設（トレイルセンター）

- ・利用者の休憩、情報の提供、管理運営拠点を目的とした情報提供施設を環境省が整備する。
- ・情報提供施設の整備検討に当たっては、ビジターセンターなどの既存施設の活用を可能な限り検討する。
- ・情報提供施設には駐車場、トイレ等必要な機能を備える。
- ・配置を考慮しつつ各県１～２カ所程度整備する。新規整備箇所については施設の管理・運営者が必要であることから、後述する運営協議会による管理・運営が可能な地域に整備する。

４．運営

安全かつ適切な利用のより一層の推進や、サービスの向上及び継続的にサービスを提供することを目的として、次のとおり本トレイルの運営について定める。

（１）運営の内容

①広報

地図や専用ウェブサイトにより、路線情報を提供する。

②企画

路線が活用されるよう、イベント等を企画し、自然歩道の周知や活用を促す。

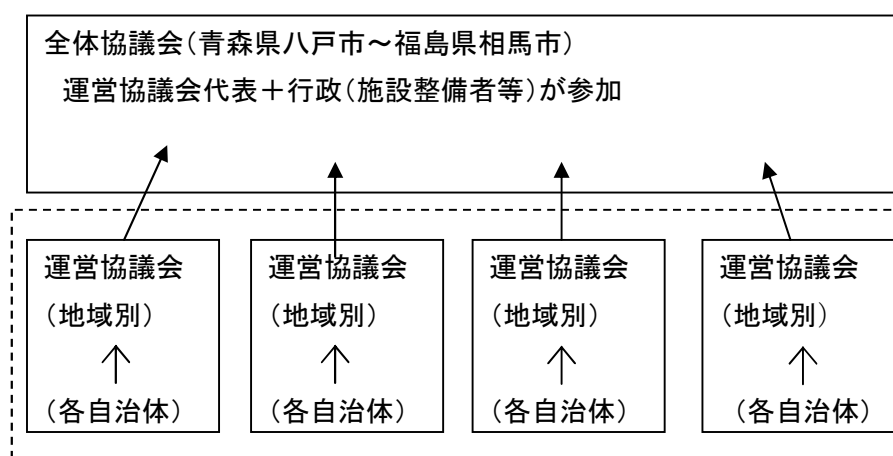
③トレイルセンターの管理運営

新築するトレイルセンターで案内や清掃などの管理をする。

(2) 運営の体制

運営は、地域の関係者が参画する協議会形式で行う。協議会は、地域毎に設けることとし、個々の協議会の構成員、活動内容等については、地域の関係者による協議の上で決定する。

また、全体協議会を設置し、全体の連絡調整等を図ることとする。



(図：全体運営体制)

5. 今後の進め方 (予定)

- | | |
|-------------|---|
| 平成 24 年度 | 路線の検討を開始
(平成 24 年度検討区間：青森県八戸市～岩手県山田町) |
| 平成 25 年度 上半 | 一部路線の決定及び開通 (24 年度検討区間のうち一部) |
| 平成 27 年度 末 | 全線の路線を決定
(路線決定後、施設整備や運営体制など、随時利用環境を整えて
順次開通していく。) |

別添・概略路線図（1／2）

※概略路線図は、現時点で想定される概略の位置を示すものであり、路線の位置を厳密に示すものではない。また、今後の路線検討は、おおむねこの概略路線図に沿って進めることとするが、検討の結果、決定する路線がこの概略路線図と異なることもあり得るものである。



別添・概略路線図（2 / 2）



参考：東北太平洋岸自然歩道基本計画 検討経緯

本基本計画は、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」（平成 24 年 5 月、環境省）の事業の 1 つである東北海岸トレイル（仮称）の路線設定、施設整備、運営等について基本的な考え方を整理したものである。

東北海岸トレイル（仮称）は、新たな長距離自然歩道「東北太平洋岸自然歩道」として位置づけ、本基本計画に基づき路線を設定し、施設整備等を進める。

平成 23 年 8 月 4 日	環境大臣から中央環境審議会に対し「三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について」諮問
平成 24 年 3 月 9 日	中央環境審議会が答申
平成 24 年 5 月 7 日	上記答申を受け、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定、具体的取組（グリーン復興プロジェクト）の一つとして、「南北につながる交流を深める道（東北海岸トレイル）」を提示
平成 24 年 5 月	環境省において「東北太平洋岸自然歩道基本計画」検討開始
平成 24 年 10 月～12 月	関係県、関係市町村からの意見聴取等 関係県 …グリーン復興関係県連絡会議開催（10 月） 関係市町村…個別説明（10-11 月）
平成 24 年 12 月 21 日	「東北太平洋岸自然歩道基本計画」を策定。

三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン

平成 24 年 5 月 7 日
環 境 省

1. 背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による大規模な地震・津波・地盤沈下は、多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えました。

環境省は今回の東日本大震災（以下、「大震災」といいます。）後、影響を受けた自然環境の把握、陸中海岸国立公園等の利用施設や、自然体験利用の被害状況の把握を行うとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を進めました。

また、平成 23 年 5 月 18 日に環境省が公表した「東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針」に、東北地方太平洋沿岸の自然公園を「三陸復興国立公園（仮称）」として再編成し、地域再生に貢献することを位置付けました。さらに、平成 23 年 7 月 29 日に東日本大震災復興対策本部が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」に、以下のことが示されました。

- ・ 自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii))
- ・ 陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園（仮称）とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii))
- ・ 地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i))
- ・ 津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))

こうした背景の下で、環境大臣から中央環境審議会に対して、三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方について、平成 23 年 8 月 4 日に諮問しました。これを受け、各地域において環境省が開催した意見交換会の結果も踏まえて、中央環境審議会自然環境部会において検討が行われ、平成 24 年 3 月 9 日に答申（以下、「答申」といいます。）が取りまとめられました。

本ビジョンは、答申で示された基本理念、基本方針、具体的取組等に係る提言を踏まえ、東北地方太平洋沿岸地域（本ビジョンにおいては、青森県八戸市から福島県相馬市までを対象とし、以下、「本地域」といいます。）における、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興に関する環境省の取組の方向性を取りまとめたものです。

2. 基本理念

国立公園の創設を核としたグリーン復興

—森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興—

三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを、「国立公園の創設を核としたグリーン復興 —森・里・川・海が育む自然とともに歩む復興—」と位置づけ、本ビジョンの基本理念とします。

【基本理念を受けた取組の考え方】

- ・ 本地域の復興に当たって、自然の恵みを活かすことのみならず、地域の暮らしを支える自然環境への影響に十分配慮を求めています。
- ・ 自然の回復力を活かして再生することも含めた「自然と共に生きる」という考え方を広めています。
- ・ 自然の脅威の記録・記憶を活用し、自然環境を適切に利用するための施設や体制を整え、体験を通して大震災の経験や、それを踏まえた知見などを後世に伝えていくための取組を進めます。
- ・ このような利用を進めることにより、観光を含めて幅広い分野で復興に大きく貢献していきます。

3. 基本方針

（1）自然の恵みの活用

本地域の人々は、これまでも豊かな自然の恵みを受ける一方で、時には過酷な自然に直面し、自然と共に生きていくための知恵や技術を育むことを通じて

農林水産業を営み、独自の文化を形成してきました。復興に当たっては、自然の恵みとして自然環境のみならず、地域ならではの資源である自然と共に生きるくらしや文化を観光業の中で活用していくことが重要です。

【基本方針（１）を受けた取組の考え方】

- ・ 自然環境に加え、地域ならではの自然と共に生きるくらしや文化、「食」を活用します。
- ・ 船などを用いて海から陸の風景を楽しむ利用や海での体験型の利用について検討を進めます。
- ・ 自然公園等の利用施設の復旧・再整備を通じて、観光拠点を再生します。
- ・ 長距離海岸トレイルやエコツアーリズムといった滞在型の利用形態の構築に向けて検討を進めます。この中で、農林水産業との連携についても検討します。
- ・ 地域で引き継がれてきた伝統的な技術や地域の木材等の素材、再生可能エネルギーの活用を進めます。

（２）自然の脅威を学ぶ

大震災を引き起こした地震・津波は自然現象です。自然とは本来このような脅威の面をもつものとして認識し、今後も繰り返されるであろう地震・津波に備えるため、今回の地震・津波について正しく理解し、自然の脅威について学ぶことが必要です。

【基本方針（２）を受けた取組の考え方】

- ・ 地震・津波が自然環境に与えた影響の調査と、現在も変化し続ける自然環境のモニタリングを行います。
- ・ 大震災の被害を小さくすることができた被災者の知恵や経験の収集、津波石などの津波の痕跡と、被災した公園利用施設を遺構として保存することを進めます。
- ・ これらの情報を収集・整理し、アーカイブとして公開することで多くの人が利用可能な状態とするとともに、地震・津波が自然環境にもたらした影響の評価についても検討を進めます。
- ・ 防災教育などや、エコツアーリズムの中で自然の脅威を語り継ぐための体制づくりと、施設整備による学びの場の整備を進めます。

- ・ 自然公園の利用施設などの整備や、エコツーリズムなどの自然を深く体験する利用を推進する際には、地震・津波の発生時の被害を最小化するための安全対策を講じます。
- ・ 繰り返されるであろう地震・津波の際に、利用施設が人々の避難場所や避難生活に活用されることにも配慮した設計について検討を進めます。
- ・ 災害廃棄物の一部を、周辺環境への影響が生じないように適切な処理を行った再生資材として、施設整備の際に活用していきます。

(3) 森・里・川・海をつなぐりを強める

優れた自然景観や地域のくらしを支える豊かな生態系を保全・再生することは、森・里・川・海をつなぐりを強め、自然の恵みである生態系サービスを強化することにつながっており、復興後の持続可能な地域の発展のためにも必要です。

【基本方針（3）を受けた取組の考え方】

- ・ 豊かな生態系を自然公園や鳥獣保護区などの保護地域として保全します。
- ・ 里山のように人の手が加わることにより維持されてきた生態系については、適切な保全・管理を行うための支援について検討を進めます。
- ・ 地震・津波・地盤沈下の影響により干潟のような環境になっている場所や、地震・津波により大きく影響を受けた干潟・アマモ場といった生態系について、地域の理解が得られた場合は、復興の歩みを妨げないよう配慮しながら、自然の回復力を助ける形での再生の取組を進めます。
- ・ 恵みと脅威をもたらす自然そのものと、その二面性、森・里・川・海をつなぐりにより豊かな生態系が育まれ、地域のくらしを支えていること、森・里・川・海が地域のくらしの中でもつながりを持っていることなどについて、施設整備による学びの場の整備と、ソフト支援によるエコツーリズムなどの体制づくりの両方を組み合わせて推進します。
- ・ 多言語に対応した取組、利用施設のデザインの統一や地域ごとの個性の創出などの工夫に関する取組を進めます。
- ・ 地域の木材を施設整備や再生可能エネルギーとして活用することについて検討を進めます。

4. 具体的取組（グリーン復興プロジェクト）

（1）三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）

- 自然の風景地を、最新の科学的知見も考慮してとらえ直し、陸中海岸国立公園など傑出した自然風景を有する地域を中核として自然公園を再編成し、三陸復興国立公園を創設します。
- 三陸復興国立公園は、復興に貢献する観点から、これまでも増して、地域と連携して適切な利用を推進し、地域振興に貢献します。
- 自然の恵みとしての地域のくらしや文化の活用、自然の脅威を学び、人と自然のかかわり方を見つめ直す場としての整備や災害廃棄物由来の再生資材の活用など、これまでにない新しい取組を積極的に進めます。
- 各地域の固有のくらし、文化に光をあてて活用し、個性ある地域のアピール、多様な魅力を内包する国立公園の形成について検討を進めます。
- 三陸復興国立公園の区域については、既存の陸中海岸国立公園を中核として、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺を自然公園を対象に、自然景観や利用状況の調査をしたうえで再編成を行うこととし、復興に貢献する観点から迅速に再編成するために、自然公園の区域と保護・管理のための地域区分は既存のものとするを基本として検討を進め、段階的に再編成を進めます。
- 長距離海岸トレイルやエコツーリズムといった利用形態に対応することも含めて、利用のための公園計画を見直します。
- 再編成を行う国立公園の名称は、復興に貢献する観点と、国外も含め多くの関係者の支援を受けるためにも、当面「三陸復興国立公園」を用いることとし、復興状況を見て、将来にふさわしい名称を再度検討します。
- 将来的には、自然の恵みである生態系サービスの源にもなっている豊かな生態系の保全を進めるために、また、復興の過程で変化する自然環境にふさわしい公園管理を進めるために、公園区域、保護・管理のための地域区分を見直します。

＜想定されるスケジュール＞

H23 年度	H24～25 年度	中長期（H26 年度～）
<ul style="list-style-type: none"> • 考え方のとりまとめ • 景観、利用状況等調査 • 関係機関、地方公共団体等との協議 (H24 年度以降も継続) 	<ul style="list-style-type: none"> • 公園計画書の作成 • 中央環境審議会への再編成案の諮問（第1回目） • 三陸復興国立公園の指定 	<ul style="list-style-type: none"> • 公園区域、公園計画等の見直し

（２）里山・里海フィールドミュージアムと施設整備

＜施設整備＞



- 現在の陸中海岸国立公園と、それを中核に再編成した国立公園において、被災した利用施設の復旧・再整備を迅速に進め、従来からの観光拠点を再生します。
- 収集した被災者の知恵や経験、地震・津波の際の映像資料などの情報、津波石などの津波の痕跡、被災した公園利用施設の遺構などを活用した自然の脅威を学ぶための場の整備や、自然の恵み、地域固有のくらしなどを紹介する施設の整備を進めます。
- 施設整備の際には、地域の伝統的な技術や地域の木材等の素材、再生可能エネルギー、災害廃棄物由来の再生資材などの活用について、検討を進めるとともに、施設における表示の多言語化やデザインの工夫、避難路の設定、避難誘導の徹底といった安全対策を講じます。
- 施設が災害時に人々の避難場所や避難生活に活用されることにも配慮して設計を行います。
- これらの施設の整備にあわせて、市民等の多様な主体が参加する形での森づくりについても検討を進めます。

＜里山・里海フィールドミュージアム＞

- 国立公園を核として、周辺部の里山・里海、集落地を含めて一定のまとまりをもつ地域をフィールドミュージアムとして位置付け、国立公園内に核となる施設整備を行うとともに、面的に様々な資源を活用して、エコツーリズムの支援、環境教育などの様々な取組を複合的に実施することにより、地域を活性化することに貢献します。

- ・ フィールドミュージアムは、国立公園区域外のフィールドを含むことから、地域の人々や関係する団体等と連携して計画を策定し、その後の維持・管理を協働して進めていきます。

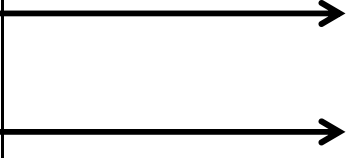
<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸中海岸国立公園の施設整備 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな編入区域での施設整備 (国立公園再編成後) 	

(3) 地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅 (復興エコツーリズム)

- ・ 優れた自然環境と、地域に愛されてきた自然環境や地域の暮らしといった地域固有の宝を持続的に活用し、自然を深く楽しむ旅として、エコツーリズムを推進します。
- ・ エコツーリズムの推進に当たっては、「食」などの資源の活用、漁業者との連携による小型漁船の活用や漁業体験などにより、農林水産業と連携して進め、幅広い復興に貢献します。また、大震災の体験の語り継ぎや被災した地域のガイドツアー、震災の痕跡・地質や化石などを基に展開されるジオツアーと連携して、取組を進めます。
- ・ エコツーリズムの推進に当たっては、プログラム作成、ガイド育成、情報発信、持続的活用のためのルール作成等の支援を行い、将来的には地域自立型でのエコツアー実施体制を構築する取組を進めます。
- ・ エコツーリズムの拠点施設やエコツアーで活用する国立公園等の利用施設の整備と、安全対策を講じることについて検討を進めます。また、海から陸の風景を楽しむ利用や海での体験型の利用についても検討を進めます。


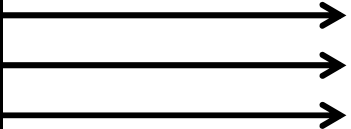
＜想定されるスケジュール＞

H23 年度	H24～25 年度	中長期（H26 年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源や観光基盤の調査 ・ 支援候補地の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコツーリズム支援・コーディネーター派遣 ・ 拠点施設の整備 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自立型のツアー実施に移行

（４）南北につながり交流を深める道（東北海岸トレイル）

- ・ 地域の自然環境や地域の暮らし、震災の痕跡、利用者と地域の人々など、様々なものを「結ぶ道」を長距離自然歩道として設定します。
- ・ 路線は青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までを対象に、集落間の移動にかつて使用されていた道、里道、林道などの既存の道の活用を検討し、全ての路線を一度に設定するのではなく、準備の整った地域から段階的に路線を設定していきます。また、集落地を通るルートの設定の際には、災害時の避難路としても活用できる仕様を検討します。
- ・ 利用を促進するために、標識、トイレ、案内所、駐車場などの施設の整備を進めるとともに、長い路線を一気に歩きとおす利用形態（スルーハイク）だけでなく、一部区間のみの利用や全線をいくつかの区切って歩く利用形態（セクションハイク）を想定したルート設定や、メインルートのみでなく、その付近にある興味地点を結ぶ枝線の設定、鉄道などの他の交通機関との連携、一部の区間については自転車でも利用できる仕様についても検討を進めます。
- ・ 地域外も含めた多様な主体による維持・管理の体制の構築、利用促進のための普及啓発について、検討を進めます。
- ・ 長距離自然歩道の名称は、今後、地域の意見を伺いながら、ふさわしい名称を検討します。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源調査、設定方針等の検討、策定 	 <ul style="list-style-type: none"> 路線設定、普及啓発 管理体制の検討 施設整備 	

(5) 森・里・川・海のつながりの再生

- 豊かな生態系を保護地域として保全することと、森・里・川・海のつながりの重要性などについて多くの人に体験を通して深く理解してもらうための学びの場の整備と、ソフト支援によるエコツーリズムなどの体制づくりを進めます。
- 過去に改変された自然環境が地震・津波の影響により干潟のような環境になっている場所や、地震・津波により大きく影響を受けた干潟・アマモ場といった生態系について、調査・モニタリングによりその回復状況を確認し、保全・再生の手法や体制を検討するとともに、地域の理解が得られた場合は、復興の歩みを妨げないよう配慮しながら、豊かな生態系を保全するとともに、自然の回復力を助ける形での再生の取組を行うことについて、検討を進めます。
- 里山のように人の手が加わることにより維持されてきた生態系については、適切な保全・管理を支援することについて、検討を進めます。一方、小流域単位などで人のかかわりが少なくなる地域が生じた際に、地域の理解が得られた場合は、その後の土地利用として森・里・川・海のつながりを意識した自然環境の再生、エコツアーや環境教育等での活用について、検討を進めます。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> 調査・モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生手法・体制の検討 里山保全の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて自然再生の実施

(6) 持続可能な社会を担う人づくり (ESD) の推進

- 自然環境の成り立ちや自然のメカニズム、森・里・川・海のつながり、地域のくらし、自然の脅威と防災や減災などをテーマに、持続可能な社会を担う人づくり (ESD^{*}) を進めます。
- 大震災を経験し、今後の防災や減災に活かすべき被災者の体験を通じた知恵・知見の収集を行うとともに、今後の ESD 推進のあり方について検討を進めます。
- 国立公園のビジターセンター、フィールドミュージアム、東北海岸トレイルなどを ESD の活動で活用することについて、検討を進めます。

※ESD (持続可能な開発のための教育) : 持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人間や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むため、環境を始めとして、人権、福祉、地域経済再生などの課題に取り組む学習や活動のこと。ESD は Education for Sustainable Development の略

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期 (H26 年度～)
<ul style="list-style-type: none"> 取り組み状況把握、あり方の検討 環境教育素材集の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 知見等の収集 被災地域における ESD の実施 	

(7) 地震・津波による自然環境への影響の把握（自然環境モニタリング）

- ・ 生物多様性保全上重要な地域において、地震・津波による自然環境への影響の調査、変化し続ける自然環境のモニタリングを継続します。
- ・ 今回の津波に限らず、過去の津波も含め、津波石などの津波の痕跡を調査し、把握します。
- ・ 研究者等が独自に実施する調査・モニタリングに関する情報を集約する体制の構築について検討を進め、行政が調査した情報と併せてアーカイブとして整理・公開し、多くの方が活用できる状態とすること、総合的に地震・津波の自然環境への影響を評価することについて検討を進めます。

<想定されるスケジュール>

H23 年度	H24～25 年度	中長期（H26 年度～）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急調査、関係者の調査状況の把握 ・ データベース・連携体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境への影響評価

5. 効果的な実施に向けて

- ・ プロジェクトの推進に当たっては、地域の要望を聞きながら進めていくとともに、プロジェクトの周辺地域の土地利用やまちづくりの観点なども含めて、都道府県や市町村が策定・検討を進めている復興計画と調和を図りながら検討を進めます。また、「いわて三陸ジオパーク」などの、震災前・後において地域で進められてきた取組との連携を進めます。
- ・ 復興に当たっては、他省庁の施策と連携してプロジェクトを進めます。
- ・ プロジェクトをはじめとするグリーン復興の取組を、広く国際的に情報発信します。
- ・ 必要に応じて、プロジェクトの推進のための情報共有・連携の場の設定、多様な主体が参加するプラットフォームの構築といった、参加・協働型の体制の構築について、検討を進めます。
- ・ グリーン復興の取組の進捗状況や三陸復興国立公園などに関する PR を積極的に行います。

東北海岸トレイル(仮称)全体イメージ

東北太平洋沿岸地域を歩くスピードで旅をすることにより、車での旅では見えない、自然と人里の風景や歴史、文化などの奥深さを知り、体験する機会を提供する。



トレイルがもたらす効果

利用者にもたらすもの

- ・豊かな自然や地域の魅力を体感
- ・日常生活と異なる新鮮な体験
- ・自然の脅威を学ぶ場
- ・歩くことによる充実感の再発見

地域にもたらすもの

- ・地域への誇りを醸成。
 - ・地域の活力増大に寄与。
 - ・滞在型観光形態で地域経済を活性化
- 【沿岸被災地を結ぶ歩道を設定することで、復興のシンボルとする】

基本的な考え方

路線

- ・風景(自然・人文)、歴史、文化(風俗・食)、人々の営み等、地域らしさを味わうことができる興味地点をつなぐ
- ・既存の道の活用を基本とする。

歩く人の想定

- ・一気に全線を歩く人
- ・何度かに分けて全線踏破を目指す人
- ・ひと区間のみを歩く人
- ・観光名所をスポット的に利用する人

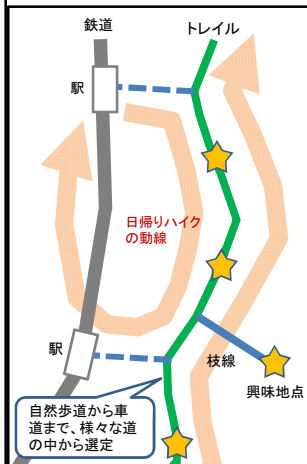
	国立公園内	国立公園外
路線設定	上記のような観点のもと環境省が関係自治体や地域住民などと協働し、設定する。	
施設整備	環境省が国費で整備を行う。	各自治体が交付金※1を使用して整備を行う。 拠点施設等については、環境省が国費で整備を行う※2。
歩道施設の維持管理	施設整備の主体が、歩道運営主体の協力を得て行う。	
歩道の運営(活用)	基礎的情報の発信は環境省。将来的には、地方自治体の協力を得て、民間も参画した管理運営の枠組み作りを進める。	

※1 地域自主戦略交付金。交付率45%。 ※2 新規制度として要望中

路線設定の考え方

前述のコンセプトなどをふまえ興味地点をつなぐ1本のトレイルを選定する。

- ・興味地点…自然景観、農林水産業など人と自然との織りなす風景、地元の市場等地域の特色や住民の顔が見える場所、風情ある町並み、史跡、神社仏閣、エコツアーの拠点、ジオサイト、自然の脅威を学ぶ場所、道の駅など
- ・基本的には既存の道(自然歩道、集落道、農道、車道等)でつなぐ。
- ・場所によっては、津波の避難路としても使えるようにする。
- ・地域の関係者の協力を得て、協働で地域の資源の掘り起こしを行う。



より魅力的な路線を設定するために

国立公園内

上記のような観点のもと環境省が案を作成し、関係自治体や地域住民の意見を聞いて決める。

国立公園外

ありきたりの道

- ・地域の特色がない
- ・一度歩いたらもう十分...

魅力向上
地域経済への貢献

魅力的な道

- ・地域毎に違った雰囲気が楽しめる
- ・地域の誇りが伝わってくる
- ・また行きたくなる

地域の智慧

- 地域の参加
- 地域の将来計画
- トレイルを観光などに生かすアイデア

地域の資源

- 集落毎の隠れた資源
- 地元が自慢したいモノ
- 地元にとって大切な歴史のあるもの

東北海岸トレイルの整備について

東北海岸トレイル維持経路
三陸海岸国立公園維持経路
国有林の区画・国定・国立自然公園

<整備の考え方>

- 歩道本線やトイレ等付帯施設については、原則として既存のもの(自然歩道、集落道、農道、車道市町村道等)を活用する。
- 国立公園内の歩道に加え、国立公園内外の利用拠点や統一的に整備すべき標識類を環境省が整備。国立公園外の歩道は自治体が整備。
- 利用者の誘導・案内については、パンフレット等によるソフト的な対応も検討。

直轄事業 (事業主体: 環境省)

○ 統一した標識

総合案内標識

○ 歩道の利用拠点
(各県1~2箇所程度予算要望中)

休憩・展望施設

○ その他の整備 (付帯施設・標識等を含む)

歩道本線 転落防止柵

国立公園内

○ 誘導標識

※誘導標識等は、既存標識の活用を基本とする。

○ トレイルセンター
(トレイルの利用、管理・運営の拠点となる施設。必要に応じて展望園地や駐車場等を併設)

交付金事業 (事業主体: 県、市町村 交付率: 45%)

○ その他の整備 (付帯施設・標識等含む)

誘導標識 解説標識 公衆トイレ

国立公園外

維持管理・運営の考え方

行政だけの取組には限界がある。地域や民間団体と連携することで、より発展性のある取組をし、地域に貢献できるトレイルを目指す。

想定される運營業務

- ・基礎的な情報の発信、地図の作成、ウェブサイト運営
- ・トレイル維持管理の支援(拠点施設等の管理、草刈り、道標の簡易な修繕等)
- ・利用促進の取組(例: 最新情報発信、ガイドブック作成、全線踏破認定制度)
- ・民間企業やボランティアとの連携事業 など

民間や地域との連携

(例)

- ・かゆいところに手が届く細かい情報の提供
→ 民間が関われば、宿泊施設やお土産、食事処、ガイドツアーなど、案内できる情報の幅は広がる。
- ・自然状況や施設の危険情報など、速報性の高い情報の提供
- ・地図の販売等による自主財源の確保

	国立公園内	国立公園外
歩道の維持管理	施設整備の主体が、歩道運営主体の協力を得て行う。	
歩道の運営(活用)	基礎的な情報の発信は環境省。将来的には、地方自治体の協力を得て、民間も参画した管理運営の枠組み作りを進める。	

運営力の向上→トレイルの魅力向上

信越トレイルの例 (NPO法人信越トレイルクラブ)

- ・ルート整備や維持管理に関し、国有林を管轄する森林管理局と協定
- ・信越トレイルクラブ(NPO)による維持管理(緊急雇用制度などを活用)
- ・隣接する自治体や地域による維持管理体制の構築、連絡調整
- ・自治体による資材提供、便宜供与
- ・ルート踏査の段階から、多くの機関・ボランティア等と連携

東北海岸トレイルの活用/貢献イメージ


 地図や公式ガイドブックを発売。収益を歩道の維持管理や広報に活用


 民泊


 公共交通機関の利用を促進し、地域の足を守る


 これまであまり注目されてこなかったスポットへもトレイルで誘導。スタンプラリーで効果増。


 トレイルへの送迎サービスなどによる、民泊の利用促進


 ハイカーをターゲットとした日帰り入浴プランの充実


 地域の魅力をじっくり味わうことになるハイカーは最高のスポーツマン。ロコミの発信が新たな興味地点を生む


 トレイルガイドや語り部ガイドの育成


 ロングトレイルは海外で関心が高い。日本の自然と文化を味わえるトレイルで海外からも誘客


 旅行会社による団体ツアー客の受入れ


 朝市や地元の市場は、地元の人々との会話もおいしい食材もあってハイカーには嬉しい


 平坦な道が続く場所で、ハイカー向けにレンタルサイクルを運営


 トレイル沿いの休憩処で地元の甘味や軽食を提供


 離島にトレイルを伸ばし、渡し船やレンタルカヤックの利用を提案


 漁師がガイドする漁業見学ツアーの開催